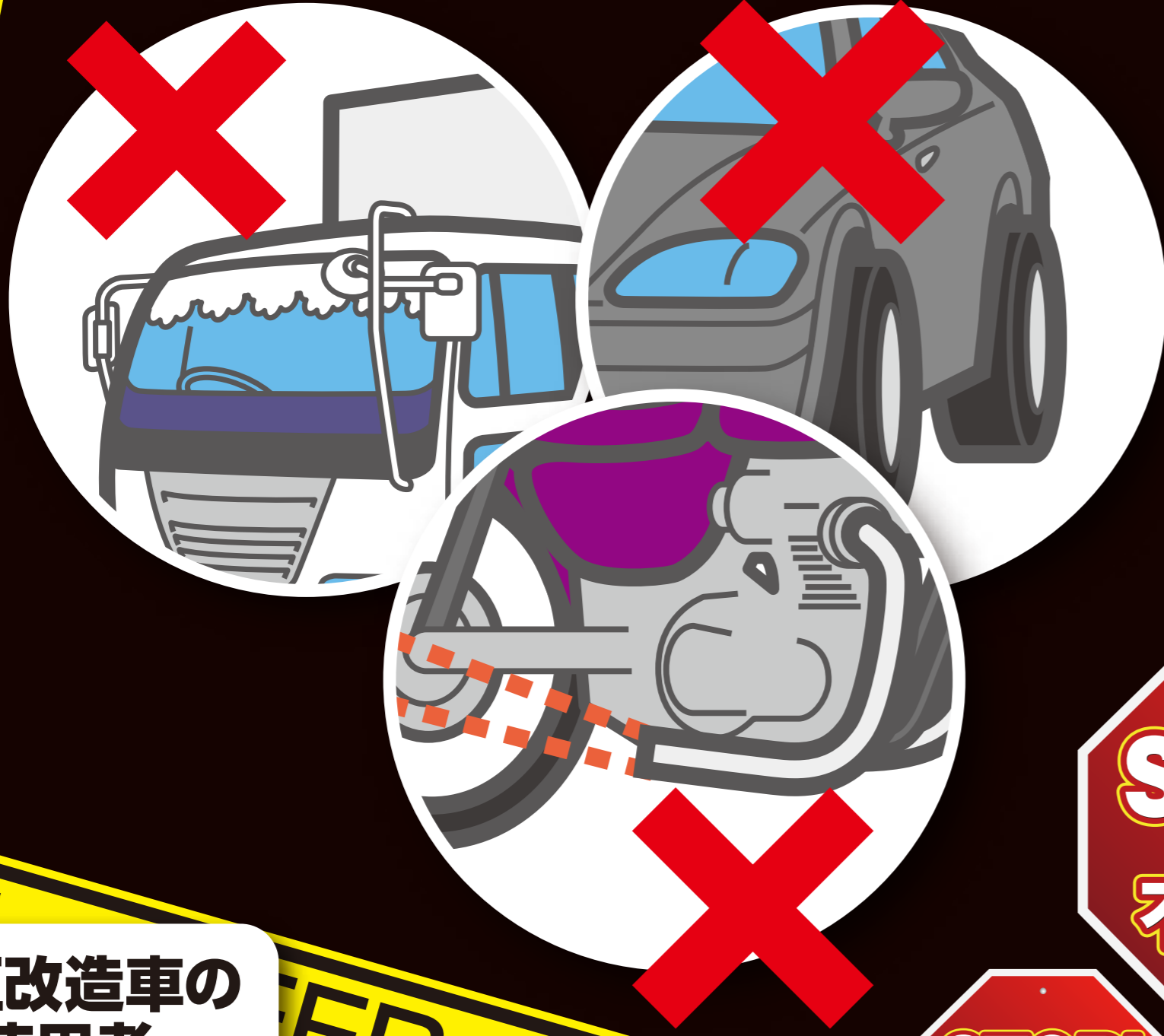


# 不正改造は 犯罪です!!



不正改造車の  
使用者

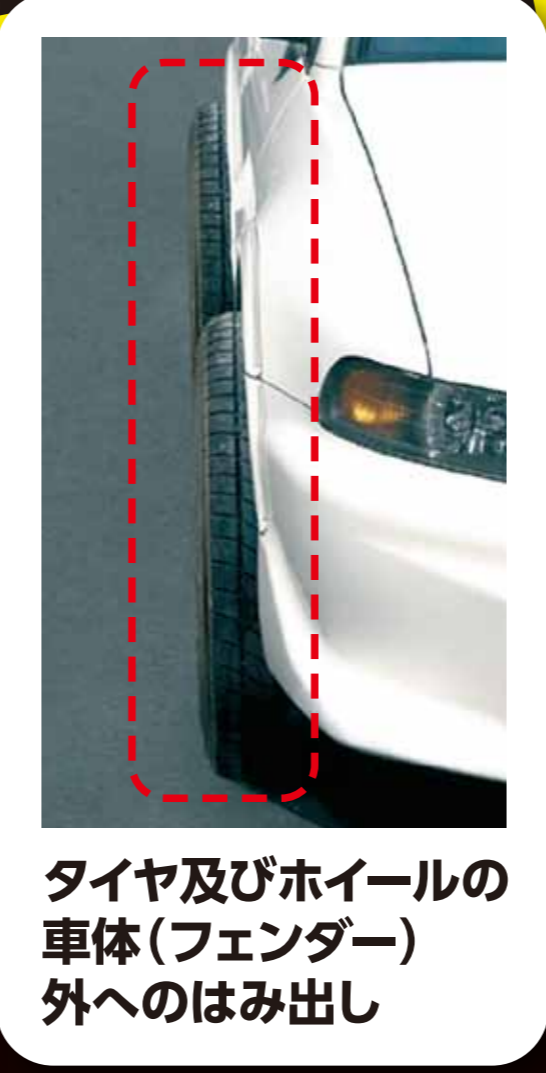
整備命令の  
発令

不正改造を  
実施した者

6カ月以下の  
懲役又は  
30万円以下の  
罰金



基準不適合マフラーの装着  
消音器の取り外し



タイヤ及びホイールの  
車体(フェンダー)  
外へのはみ出し



基準外ウイングの取付け



クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。



運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

## 不正改造車を排除する運動

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車  
・黒煙  
110番

北海道運輸局 011-290-2752  
東北運輸局 022-791-7534  
北陸信越運輸局 025-285-9155  
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042  
中部運輸局[黒煙] 052-952-8044  
近畿運輸局 06-6949-6453  
中国運輸局 082-228-9142

四国運輸局 087-835-6369  
九州運輸局 092-472-2537  
沖縄総合事務局 098-866-1837

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会